令和８年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金　ＦＡＱ

【 補助対象経費 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：　2026/11/9

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	共通	送料も対象か。	対象外。	2025/12/8
2	共通	共通	教職員個人が立替払いをした場合も対象か。	園(法人)が支出したことを確認できない経費は対象外。	2025/12/8
3	共通	共通	納品先が園・法人以外の場合も対象か。	対象外。	2025/12/8
4	共通	共通	いつ購入（契約）したものが対象か。	令和８年４月１日～令和９年３月31日の間に購入（契約）したものが対象となる予定です。 ※補助対象期間は変更となる場合があります。 ※-契約(注文)、納品、支出等が当該期間外の場合は対象外です。 ※追加募集分は別途補助対象期間を定めます。	2026/11/9
5	共通	共通	物品等を購入し、令和８年度中に納品されたが、支払いが令和９年度４月になった場合も令和８年度中の事業完了と見なされるのか。	令和８年度中に納品がなされ、令和８年度の予算から支払われていれば、支払が令和９年度４月になった場合も令和８年度中の事業完了と見なされる。	2026/6/18
6	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	消耗品は対象となるか。	対象外。	2025/12/8
7	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	対象外となる短期間のうちに消耗する物品の目安は？	概ね１年前後で再度の用に供し得なくなる物品。	2025/12/8
8	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具とは何か。	遊びに供するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・１台50万円未満のもの ・大規模工事を伴うもの ・園庭の大部分を占めるもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの ・遊具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» すべり台、ジャングルジム、ブランコ、シーソー、複合遊具　等 «対象とならないものの具体例» 園庭に固着する砂場やプール、砂場の砂、安全対策用の柵やネット、倉庫、園庭の芝生化　等	2025/12/8
9	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	組み立て式ユニットプールは対象か。	大規模な設置工事を伴わず、設置後も取付・取外などができるものは対象です。 ※園庭に固着するものは対象外です。	2025/12/8
10	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	アスレチック遊具の一部が劣化したため、当該部分を取り換える費用は対象か。	既存遊具にかかる費用は対象外です。	2025/12/8
11	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	遊具の設置にあたり必要な地ならし等の工事経費は対象か。	対象外	2025/12/8
12	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	既存遊具の撤去費用は対象か。	対象外 ※その他、整備費用なども対象外	2025/12/8
13	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	運動用具	運動用具とは何か。	運動・スポーツに供する道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・運動用具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 鉄棒、平均台、体育用マット　等	2025/12/8
14	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具とは何か。	幼児教育に資するために利用される道具。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・一式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・教具であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 楽器、園児用机・椅子、音響設備、学級用テレビ、教育用アプリケーションソフト　等 «対象とならないものの具体例» コピー機、職員室の机や椅子　等	2025/12/8
15	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	本箱やロッカー、道具入れは対象となるか。	教育活動の一環として、園児に整理整頓を身に着けさせるための収納用品であれば、教具として対象。管理用品としての物品は対象外。	2025/12/8
16	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	職員が教育のために使うカメラやPC、タブレットは対象となるか。	教具としてであれば対象となる（園児が使う場合も同様）。ただし、ICT化支援の対象となる教具等の業務負担を目的とするものに関しては対象外。	2025/12/8
17	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	教具としてのPC設置に伴う無線LAN工事は対象か。	PC設置に伴い、真に必要である場合は対象。	2025/12/8
18	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	保健衛生用品とは何か。	園児の保健衛生管理にかかわるもの。 ただし、以下の場合などは対象外。 ・１式購入10万円未満のもの（一式の考え方は別に記載） ・大規模工事を伴うもの ・施設に固着するもの ・施設と一体となるもの（壁に埋め込むものなども対象外） ・保健衛生用品であることを客観的に説明できないもの «対象となるものの具体例» 日よけテント、エアコン、空気清浄機、AED、身長・体重計　等 «対象とならないものの具体例» 掃除機、洗濯機、乾燥機、オーブンレンジ、調理室等に設置する業務用冷蔵庫、芝刈り機、災害対策物品、保管庫等	2025/12/8
19	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのようなエアコンが対象か。	家庭用エアコン等、取付・取外が容易に行えるものが対象です。 ※天井や壁への埋め込み式などは対象外です。	2025/12/8
20	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	暖房器具・ストーブは対象か。	園児の健康管理のためであれば対象。ただし、埋め込み式など、施設整備に当たるものは対象外。家庭用のものなど、取り付け・取り外しが安易なものは対象。（床暖房等、工事を伴うものは対象外）	2025/12/8
21	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	どのような日よけテントが対象か。	組み立て式テント等、教職員により取付・取外が容易に行えるものであって、熱中症対策に資するものが対象です。	2025/12/8
22	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	感染症対策として購入するサーキュレーター、サーモカメラ等は対象か。	園児の保健衛生管理にかかわるものであることを説明できる場合は対象。	2026/3/16
23	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	「一式購入10万円以上」の考え方は。	1度の購入契約で、単価もしくはカタログ等でセット販売されている価格が10万円以上の物品を購入することをいう。セット販売ではないもの(単品)の足し上げで10万円以上とするのは対象外。 «例» ① 1台3万円の平均台を4台購入した場合（3万円×4台＝12万円）⇒対象外 ② 平均台4台セット12万円を1式購入した場合（12万円×1式＝12万円）　⇒対象 ③ 1台9万円の空気清浄機を1台、2万円分の日よけテントを一度に購入した場合（9万円＋2万円＝11万円）⇒対象外	2025/12/8

令和８年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金　ＦＡＱ

【 補助対象経費 】　　大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：　2026/11/9

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
24	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	整備した物品のシステム更新料や維持費は対象となるか。	対象外。	2025/12/8
25	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	3号園児が使用するものも対象か。	3号園児のみが使用するものは対象外。	2025/12/8
26	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	共通	「こども誰でも通園制度」を実施するために必要な遊具・運動用具・教具・保健衛生用品は対象となるか。	対象となる。	2026/11/9
27	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇上費は賃金のみが対象か。	他の職員の人件費(雇用する場合の経費)と同様の扱いで可。	2025/2/25
28	認定こども園等の業務体制への支援	共通	雇用者の対象経費の算出方法は。	■雇い上げの場合 （例）勤務時間数×時給単価×申請業務の割合 ■外務委託の場合 （例）契約金×申請業務の割合	2025/2/25
29	認定こども園等の業務体制への支援	共通	他の業務も請け負っている職員を対象することは可能か。	申請業務に従事した部分に限り対象。なお、根拠資料で、申請業務との切り分けが確認できない場合は、対象外。	2025/2/25
30	認定こども園等の業務体制への支援	共通	申請業務等の外部委託とは具体的にどのようなものか。	認定こども園の移行準備に関しては、コンサル会社等への委託、司法書士・行政書士等への申請書作成委託など。 園務の平準化支援に関しては、園独自に補助員等を採用するのではなく、企業等に補助員配置を委託すること。	2025/2/25
31	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	すでに雇用している職員に申請業務を行わせる場合、当該職員にかかる人件費の一部を対象とすることは可能か。	本補助金の趣旨は、認定こども園等への移行に係る事務負担を軽減するため、新たに職員を雇用する場合の雇上費等に対して、補助を行うものである。そのため、 ・正規職員・特別職非常勤職員（専門知識を持っている職員を必要とする場合に一定期間雇用される職員）については、定時勤務分は対象外。ただし時間外分を切り分けるなど申請業務に係ることが明確である場合は対象とすることができる。 ・臨時的任用職員（正規職員が一時的に欠けるなど緊急の場合や、臨時の職がある場合などに任用された職員）については、時間・期間等、申請業務に係る部分の切り分けを適切にできる場合は定時超過分を対象とすることができる。	2025/4/10
32	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	行政機関との調整に必要な旅費は対象か。	対象外。	2025/2/25
33	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	事前準備にかかる経費は対象か。	対象外。 （例）保育料引き落としのための取引銀行との調整 （例）入園手続きに係る業務 （例）公定価格の試算、適正定員の検討	2025/2/25
34	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	申請前後の検討に関する経費は対象か。	対象外。どんなこども園にするか、といった検討に係る費用も対象外。	2025/2/25
35	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	認定こども園への移行に係る保護者への周知に係る部分は対象としてよいか。（例：説明会対応、周知文書作成等）	周知に係る部分を一体的に外部委託する場合は対象にしても可。 ※しおりやパンフレット作成のみを外部へ委託する場合は対応外	2025/2/25
36	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	来年度4月1日までに認可を受けられなかった場合、どうなるか。	交付できない。交付後に、移行できていないことが判明した場合は、交付決定を取り消しを行い、返還を命ずる。	2025/2/25
37	認定こども園等の業務体制への支援	移行支援	幼稚園のまま新制度へ移行する場合も対象か。	対象。	2025/2/25
38	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	業務負荷が大きい時間とは具体的にはどこを指すのか。	具体例としては、朝の登園や昼食の時間、プール活動時などを想定しているが、各園によって教員の業務負荷が大きく園児の安心・安全を確保することが難しくなる時間帯は異なることから、これ以外にも合理的な説明ができれば対象となり得る。	2025/2/25
39	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	複数年の雇用を前提とした場合、申請することは可能か。	２年目以降の経費は補助対象外となるため、初年度にかかる費用のみを切り分けることが可能であれば、初年度のみ申請の対象となり得る。	2025/2/25
40	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	国費での重複受給を認めないとあるが、公定価格算定に含まれる人員は対象外であるという認識でよいか。	ご認識の通り。	2025/2/25
41	認定こども園等の業務体制への支援	平準化支援	交付決定年度以前から雇用している非常勤職員等が交付決定年度に契約を更新した場合も対象となるのか。	すでに雇用した人物においても契約更新の際に、新たに当該業務内容を追加して雇用する場合は対象となり得る。この場合、対象業務が適切に切り分けられ客観的に把握できるようにすること。	2025/2/25
42	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～幼稚園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ※教育だけでなく保育に関する研修であり、幼保連携等につながる内容であること。 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修（新人研修、管理職研修等） ・研修という名目で開催されないもの（講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など）	2026/6/18
43	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	どのような研修が対象か。 ～認定こども園の場合～	・幼保連携に関する研修 ・保育所との合同研修 ・教育の質の向上に資する研修 ※上記に該当する研修であっても、以下のような研修は対象外。 ・他補助金や諸加算の対象研修 ・教育の質の向上に直接資さない研修（新人研修、管理職研修等） ・研修という名目で開催されないもの（講演会、劇、音楽会、練習会、個人の実技訓練など）	2025/2/25
44	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	同一の教職員が、複数回受講する場合、研修参加教職員の人数はどのように考えればよいか。	同一の教職員が複数回受講する場合、参加人数として重複して計上することはできません。 例：研修①参加者：Aさん　Bさん 研修②参加者：Aさん　Bさん　Cさん 研修③参加者：Cさん　Dさん ⇒単純に合計すると７人ですが、A～Cさんを重複して計上できないため、この場合は【４人】となります。	2025/2/25
45	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	共通	研修会の内容検討・見直しに係る相談会は対象か。	対象外。	2025/2/25
46	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	初期設定費や保証費を対象経費に含めることは可能か。	左記の費用がオプション費用としての位置づけであれば対象外。	2025/12/8
47	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	備品として、ウイルスソフト・カメラ・ICレコーダー・スピーカー・プロジェクター・スクリーン・モニター等は対象となるか。	対象経費に示すⅠ～Ⅳの機能を使用するために必要となるものであって、当該備品がなければシステムの機能を使用できないものは対象となります。	2025/12/8
48	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	Microsoft Office は本事業の「システム」に該当するか。例えば、Word等で教育に係る資料を作成するためにMicrosoft Office をパソコンにインストールする場合、これはⅠの機能のシステム導入とみなすことができるのか。	Microsoft Officeは使用用途が多岐にわたるため、必ずしも園務改善のためのシステムとは言えないので、その導入だけをもってⅠのシステムを導入したとは言えない。	2025/12/8
49	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入に係る研修会・説明会に係る費用は対象か。	対象外。	2025/12/8
50	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、導入に伴う附属品や備品の購入が必要な場合、これらの購入費は対象か。	当該システムが補助対象となるシステムである場合、導入に伴う附属品や備品の購入費は対象。	2025/12/8
51	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システム導入の際、初期費用は発生しないが、月額使用料が発生する場合、これらの費用は対象か。	導入初年度に係る経費のみ対象。 ※導入初年度中に、次年度以降の月額使用料や通信費・リース料等を支払う場合、それらの経費については対象外。	2025/12/8
52	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	システムの保守費やリース料、通信費等を複数年契約した場合は、対象か。	単年度契約が望ましいが、複数年契約せざるを得ない場合は、導入初年度に係る経費のみ対象。 ※ただし、導入初年度以降も継続して使用することに努めなければならない。	2025/12/8
53	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	既存システムに係る費用はどこまで対象か。	既存システムに新たな機能を追加するための改修費やオプション購入費は対象。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・既存システムに係る月額使用料やリース料、通信費、保守費	2025/12/8
54	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	パソコンやタブレット等の備品のみを購入する場合も対象か。	システム導入にあたり必要となる備品等の購入費等を対象とする。ただし、システムを使用するために必要な備品等の更新に必要な経費も対象となる。 ※例えば以下の場合などは対象外。 ・教職員に対し、1人1台パソコンを支給したい ・古くなったので買い替える ・主に園児が教具として使用する	2025/12/8
55	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	購入したタブレットやパソコン等の備品を園児が使用することはできるか。	購入されたタブレット等の備品については、主目的である教育に係る資料の電子化に支障のない範囲において、園児が活用することは問題ない。	2025/12/8
56	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	児童福祉法第１８条の３６第１項において定められているデータベースを活用するための端末は対象となるか。	こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づくデータベースの活用と併せて児童福祉法に基づくデータベース活用も必要な場合には対象となる。	2026/3/16
57	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	「こども誰でも通園制度」のシステム導入に必要な端末等は対象となるか。	「こども誰でも通園制度」のシステム導入のための端末等のみを目的としたものは対象外。Ⅰ～Ⅳのシステム導入に伴い、付随的に当該制度で使用する端末等を整備する場合に限り、補助対象となります。	2026/11/9

令和８年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金　ＦＡＱ

【 補助対象経費 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：　2026/11/9

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
58	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	別紙(R8.3.16 教私第3320号)P.10の留意事項に記載のある「(やむを得ない事情による場合を除く。) 」とは、どのような場合があるのか。	以下のものが考えられる。 ・システム運営会社の都合により、システムのサービスが使用できなくなる場合	2026/6/18
59	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	Ⅰ～Ⅳのいずれかの機能を有するシステムの導入経費について補助を受けた場合、５年以内にⅠ～Ⅳに該当する他の機能を有するシステムを導入する場合には対象となるのか。	対象となる。なお、新たに必要となる備品等の整備についても対象となる。	2025/12/8
60	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	５年間の補助制限期間の起点は、先に補助を受けた年度となるか、それとも後に補助を受けた年度となるか。	先に補助を受けた年度する。	2025/12/8
61	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	こども家庭庁の「保育所等におけるICT化推進事業」により補助を受けた幼保連携型認定こども園が、本補助を受けること	補助を受けることは可能。なお、こども家庭庁の補助から文部科学省の補助を受けるまでについては、５年間の要件の適用を受けない。	2025/12/8
62	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	対象要件	こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行に向けて、データベースの活用等に必要な端末の購入や通信環境の整備等を実施した場合、その準備に要した経費は補助対象となるのか。	補助対象期間中に、上記の目的のための準備経費として支出した経費については、補助対象となる。 なお、必要な端末の台数については、園でその必要性を説明できるよう整理いただきたい。	2026/11/9

令和８年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金　ＦＡＱ

【 根拠資料 】　　大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：2026/6/18

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	共通	根拠資料は提出すべきか。する場合、いつ提出すべきか。	根拠資料の提出は、実績報告時(R8年3月または4月)に求める予定にしています。 具体的にどのような資料を提出いただくかについては、実績報告の提出依頼時に改めてお知らせします。 つきましては、根拠となりうる資料はすべて園(法人)で保管しておいてください。	2025/2/25
2	共通	共通	根拠資料に不足がある場合も、補助対象として認められるか。	根拠資料に不足がある場合や、根拠が不十分である場合は、補助対象外とします。	2025/2/25
3	共通	共通	支出に関して留意すべき点を知りたい。	補助事業であることを踏まえ、以下の点に留意して、適正な価格で支出を行い、それらに係る資料を保管しておいてください。 ※3月末までに支払いが完了する経費が対象です。4月以降に支出する経費は原則補助対象外です。 ★2社以上の見積もり等により価格を比較した上で支出し、それらに係る書類を保管しておくこと。 ※電話・FAX・メール・インターネット・カタログ等で価格調査を行った記録を残しておくことでも見積書に代えることが可。 ※以下①～⑤の場合は、2社以上の比較見積そのものを省略できる(契約業者からは、原則、見積書等を徴取し、その価格が適正と判断した場合に限る)。 ①特定の者でなければ履行できないもの ②同一の品質、企画、仕様等で業者により価格が異ならないもの、価格が周知されているもの ③定価等が表示されている書籍類 ④郵便、電話等の料金 ⑤天変地異、感染症流行等、客観的理由の急迫を要する場合で、価格の比較を行う暇がないもの ★ただし、園の規則等により別に支出の定めがある場合は、価格比較の趣旨を踏まえながら適正な判断の上支出し、それらに係る書類を保管しておくこと(人件費や報償費についても園の規則に則り適正な判断の上支出すること)。	2026/6/18
4	共通	共通	1件の支払い額とは。	1回の支払いで、1人(1社)の相手方に支払う金額をいいます。	2025/2/25
5	共通	共通	比較見積とは。	同じ物品(または同等の機能を有する物品)について、2社以上から見積書を徴取し価格を比較することをいいます。	2025/2/25
6	共通	共通	園が価格比較を行ったことが分かる書類とは。	比較見積書など ※電話・FAX・メール・インターネットで価格調査を行った記録でも可	2025/2/25
7	共通	共通	園が発注した内容が分かる書類とは。	発注書、注文書、契約書など ※商品名・数量・金額・年月日が確認できること ※メール・インターネットの履歴、FAX、電話発注の記録でも可	2025/2/25
8	共通	共通	園に納品された内容が分かる書類とは。	納品書、発送伝票、完了報告書など ※メール・インターネットの履歴でも可 ※商品名・数量・年月日・場所などが確認できること	2025/2/25
9	共通	共通	園に対する請求の内容が分かる書類とは。	請求書など ※メール・インターネットの履歴でも可 ※商品名・数量・金額・年月日などが確認できること	2025/2/25
10	共通	共通	園から支払いが行われたことが分かる書類とは。	領収書、支払・振込伝票、通帳、現金出納簿など ※金額・年月日・支払先などが確認できること	2025/2/25
11	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	遊具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ③園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ④園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ⑥設置後の遊具の写真(園庭と遊具の全体が写る写真１枚)	2025/2/25
12	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	運動用具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2025/2/25
13	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	教具	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2025/2/25
14	幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業	保健衛生用品	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①園が価格比較を行ったことが分かる書類 ②一式の購入が10万円以上であることが分かる書類(見積書や業者提案書、カタログ写し等) ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2025/3/18
15	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	システム導入費用	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①導入するシステムの概要が分かる書類(カタログやパンフレット等) ※システムの附属品を計上する場合は、あわせて附属品について記載されている書類も必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2025/2/25
16	幼児教育の質の向上のためのICT化支援	ICT環境整備費用、備品購入費用等	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①教育の質の向上に直接資することが分かる書類 ※工事費を計上する場合は、工事の概要が分かる書類もあわせて必要 ②園が価格比較を行ったことが分かる書類 ③園が発注した内容(商品名・数量・金額・年月日)が分かる書類 ④園に納品された内容(商品名・数量・年月日・場所など)が分かる書類 ⑤園に対する請求の内容(商品名・数量・金額・年月日など)が分かる書類 ⑥園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類	2025/2/25
17	認定こども園等の業務体制への支援	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～職員を雇用する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②雇用契約書、出勤簿、給与支払いが確認できる書類(当該業務以外の事務をあわせて行う場合は、従事内容および従事時間が分かる日報もあわせて必要) 移行支援のみ⇒③認定こども園の認可または認定、特定教育・保育施設の確認が行われたことを証する書類	2025/2/25
18	認定こども園等の業務体制への支援	共通	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。 ～外部委託する場合～	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②委託契約書、請求書及び領収書(当該業務が委託契約の一部である場合は、契約金額の内訳が確認できる書類もあわせて必要) 移行支援のみ⇒③認定こども園の認可または認定、特定教育・保育施設の確認が行われたことを証する書類	2025/2/25
19	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	自園で行う研修	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①適正な価格で支出したことが分かる書類(価格比較を行ったことや、園の規則等に則り支出したことが分かる書類など) ②研修の内容・日時・開催場所が分かる書類(教職員向けのお知らせなど) ③講師選定の理由書 ④講師への依頼内容(依頼日・研修内容・実施日・謝礼金額等)が分かる書類(依頼文、契約書、メール等) ⑤園から支払いが行われた(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ⑥自園の参加者名簿（任意様式）	2025/2/25
20	認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援	外部研修へ参加	根拠資料としてどのようなものを備えておくべきか。	①研修の内容・日時・開催場所・参加費用が分かる書類(開催案内・配布されるレジュメなど) ②受講したことが分かる書類(受講者本人のレポートや、開催元から配布される証明書など) ③受講費用を園から支払った(金額・年月日・支払先など)ことが分かる書類 ④交通費を計上する場合は、①②③にあわせて以下も必要 a.乗車区間・金額が確認できる書類(教職員から園への請求書や清算書など) b. 園から教職員に対して支払ったことが分かる書類等	2025/2/25

令和８年度　大阪府教育支援体制整備事業補助金　ＦＡＱ

【 その他 】

大阪府私学課幼稚園振興グループ作成　　最終更新：2026/11/9

No.	事業	品類	質問	回答	更新日
1	共通	追加募集	予定はあるか。	未定。	2026/3/16
2	共通	補助率	補助率が増減する可能性はあるか。	未定。	2026/3/16
3	共通	圧縮率	今後、圧縮率がかかる可能性はあるか。	交付申請の提出結果によっては、幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備)については圧縮率がかかる可能性が高いと思われます。その他の事業については未定です。	2025/6/17
4	共通	辞退	今後、辞退することは可能か。	可能です。事由が発生した時点で府へ個別にご相談ください。	2026/11/9
5	共通	エントリー	意向確認において意向がある旨を回答しなかった事業にエントリーできるか。	不可。	2025/2/25
6	共通	発注(購入)時期	内示や交付決定を待ってから発注(購入)すべきか。	発注(購入)は、各事業の補助対象期間中であれば時期は問いません。ただし、根拠となりうる資料はすべて保管しておいていただくようお願いします。	2026/3/16
7	共通	事業計画	現時点で、購入する物品が定まっていない。	事業計画書及び事業計画内訳書に記載がない経費については、今後追加で計上いただくことができません。つきましては、事業内容を精査したうえで提出してください。	2026/6/18
8	共通	事業計画	現時点で、年間の所要額を見込めていない。	事業計画書及び事業計画内訳書の内容を精査の上、内定を行います。その後の交付申請においては、この内定額が交付申請書の上限となるため、所要額を精査した上で提出してください。	2026/6/18